

令和7年度 入学生及び保護者の皆さまへ
(専攻科・定時制の通信制を除く)

学習者用端末の購入支援である「②ご家庭で購入された学習用端末の購入費用の補助制度」についてお知らせします。

一定の基準額の方を対象に、端末の購入経費の2分の1の費用※¹を、県から補助します。

※¹ 上限額は、各校指定機種 of 幹旋価格の 1/2 の額となります。

基準額	以下の計算式から、基準額を確認します。 市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除額」 ※保護者分を合計してください。 ○会社員の場合 勤務先から配布される、「市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書」を確認してください。 $\left[\begin{array}{l} \text{基準額} = \boxed{} \times 6\% - \left(\boxed{} + \boxed{} \right) \end{array} \right]$ 「課税標準額」 市町村民税「税額控除額」 県民税「税額控除額」 調 整 控 除 額 ○自営業等の場合 市町村が発行する課税証明書から上記の式でご確認ください
対象世帯	○基準額が、0円～51,299円である世帯 ⇒世帯区分【準非課税世帯】及び【生活保護世帯及び非課税世帯で県から貸与を受けずに端末を購入した世帯】 ○基準額が、51,300円～304,199円であり、かつ18歳未満の子どもが3人以上いる世帯 ⇒世帯区分【就学支援金の受給世帯かつ多子世帯】 ○家計急変の世帯 ⇒家計急変に該当するかは個別にお問い合わせください。
申請方法	■富山県電子申請サービス https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect の「富山県」を選択、「キーワードで絞り込む」から「学習者用端末購入」を入力し、[検索]ボタンを押下 スマートフォン、パソコンから入力をお願いします。 【最初に利用者登録をお願いします】 ※入力できる環境がない方は、申請書類を事務室で受け取り、事務室に提出をお願いします。 

